

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 2条第1項の市町村を定める政令の一部改正について

1. 改正の概要

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を定める政令（昭和41年政令第232号）の一部を改正し、同項の政令で定める市町村に「大津市」を追加する。

2. 改正の趣旨

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項において、古都を「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」と定義している。

大津市は、天智天皇により皇居（近江大津宮）が置かれ、大化の改新により従来の氏族政治から律令制度を中核とした天皇による中央集権政治への一大改革がなされる等、政治上重要な地位を有するとともに、天台宗の総本山として、また鎮護国家の道場として、あるいは中世仏教の開創者を排出したわが国仏教の中核として、世界遺産にも登録されている延暦寺をはじめとして、石山寺、園城寺（三井寺）など、奈良時代から平安時代を中心とする往時の仏教文化の中核をなした主要な寺社が集積しており、文化面でもわが国の歴史上重要な地位を占めていること等から、大津市を古都に指定する。